

令和4年7月20日 作成

令和4年度

災害廃棄物広域処理埋立後  
平和最終処分場モニタリング  
放射能濃度等測定結果

浜 松 市

○ 放流水等放射能濃度 測定結果

単位: Bq / ℓ

採取年月日	原 水			放 流 水		
	Cs134	Cs137	合計	Cs134	Cs137	合計
令和 4年 4月 25日	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出
令和 4年 5月 30日	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出
令和 4年 6月 1日				不検出 (1)	不検出 (1)	不検出
令和 4年 6月 27日	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出			
令和 4年 7月 25日						
令和 4年 8月 29日						
令和 4年 9月 7日						
令和 4年 9月 26日						
令和 4年 10月 31日						
令和 4年 11月 28日						
令和 4年 12月 7日						
令和 4年 12月 26日						
令和 5年 1月 30日						
令和 5年 2月 27日						
令和 5年 3月 1日						
令和 5年 3月 20日						

単位: Bq / ℓ

採取年月日	観測井戸水(上流側)			観測井戸水(下流側)		
	Cs134	Cs137	合計	Cs134	Cs137	合計
令和 4年 4月 25日	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出
令和 4年 5月 30日	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出
令和 4年 6月 1日						
令和 4年 6月 27日	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出
令和 4年 7月 25日						
令和 4年 8月 29日						
令和 4年 9月 7日						
令和 4年 9月 26日						
令和 4年 10月 31日						
令和 4年 11月 28日						
令和 4年 12月 7日						
令和 4年 12月 26日						
令和 5年 1月 30日						
令和 5年 2月 27日						
令和 5年 3月 1日						
令和 5年 3月 20日						

単位: Bq / kg

採取年月日	汚 泥		
	Cs134	Cs137	合計
令和 4年 4月 25日	不検出 (5)	不検出 (5)	不検出
令和 4年 5月 30日	不検出 (5)	不検出 (5)	不検出
令和 4年 6月 1日			
令和 4年 6月 27日	不検出 (5)	不検出 (5)	不検出
令和 4年 7月 25日			
令和 4年 8月 29日			
令和 4年 9月 7日			
令和 4年 9月 26日			
令和 4年 10月 31日			
令和 4年 11月 28日			
令和 4年 12月 7日			
令和 4年 12月 26日			
令和 5年 1月 30日			
令和 5年 2月 27日			
令和 5年 3月 1日			
令和 5年 3月 20日			

□測定機関名: 株式会社静環検査センター

ただし、令和4年6月、9月、12月及び令和5年3月に採取の放流水は、  
環境省中部地方環境事務所の委託業者(株式会社エオネックス)

□測定機器名: キャンベラ社製 ゲルマニウム半導体検出器GC-2020、GC-4020

※ 測定方法は、環境省が作成した「放射能濃度等測定方法ガイドライン」に沿って測定しています。

※ Cs134は「放射性セシウム134」、Cs137は「放射性セシウム137」を表しています。

※ 原水とは、最終処分場の浸出水であり、放流水とは、浸出水処理施設の処理水です。

観測井戸水は、最終処分場の遮水シートの下の地下水です。

汚泥は、浸出水を処理するための浸出水処理施設において採取した汚泥です。

※ 検出下限値未満の場合は、「不検出( )」とし、( )内には検出下限値を記載します。





□敷地境界測定場所

①	児童遊園砂場	④	平和・西門前	⑦	和地町・一期東 2
②	平松町・集積場	⑤	平和・南門前	⑧	⑧ 和地町・一期東 3
③	平松町・西門北	⑥	和地町・一期東 1	B G	バックグラウンド 平和・北門前

□測定機関名 : 株式会社静環検査センター

□測定機器名 : 日立アロカメディカル株式会社製 シンチレーションサーベイメータTCS-172B

※ 測定方法は、環境省が作成した「放射能濃度等測定方法ガイドライン」に沿って測定していません。  
敷地境界空間線量率は、平成24年環境省告示第76号「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」に基づき、7日に1回程度測定を行います。